

15-2：災害時における支援協力に関する協定書（葬祭事業者）

加古川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内において加古川市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に規定する武力攻撃事態等が発生した場合で、多数の死者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次の各号に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

- (1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供
 - ア 棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）
 - イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
 - エ 納体袋
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び靈柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

（要請の内容）

第3条 前条に規定する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した「災害時における支援協力に関する要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該「災害時における支援協力に関する要請書」を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者名
- (2) 要請の日
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所
- (7) その他要請に必要な事項

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した「災害時における支援協力業務実施報告書」(様式第2号)により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び日数等
- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び靈柩車等の搬送回数及び走行距離等
- (4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙から前条の規定による報告があった場合は、当該「災害時における支援協力業務実施報告書」の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は、加古川市財務規則に基づき乙が指定する支払先に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲並びに乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力をを行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第2条に規定する物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年8月25日

甲 加古川市加古川町北在家 2000
加古川市
加古川市長 岡田康裕

乙 兵庫県加古川市○○○○○1-1
株式会社○○○○○○
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○